地方独立行政法人くまもと県北病院機構中期目標

平成 30 年 4 月 1 日改定

（公立玉名中央病院）（玉名地域保健医療センター）

公立玉名中央病院は、昭和 56 年 4 月より玉名市外四ヶ町病院組合による自治体病院として、玉名地域保健医療センターは、昭和 60 年 5 月より玉名郡市医師会立病院として地域住民の健康を支えてきました。この度、更なる玉名地域の医療体制充実の実現のため平成 30 年 4 月 1 日においての両院の経営統合を行う。

ついては、以下の基本方針のもと地域の医療機関と連携・協力しながら地域の患者さんのために、医療を継続して提供して行く。

≪基本方針≫

- ◆ 患者さんや他の医療機関および地域の役に立つ
- ◆ 利益を出し、設備や人材育成に再投資する
- ◆ 常にイノベーションを行い、医療レベルの向上を目指す
- ◆ 職員みんなで苦労と喜びを分かち合う

一方、少子高齢化の進展とともに医療を取り巻く環境は大きく変化している。国は、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）にかけて増加する一方の社会保障費の抑制と持続可能な医療保険制度の構築に向けて、医療機能の分化・強化、連携や医療・介護の一体的な基盤整備、平成 30 年度（2018 年度）の診療報酬と介護報酬の同時改定など、様々な医療・介護制度改革を進めている。

また、都道府県ごとに策定される地域医療構想では、地域（構想区域）ごとに医療機能と病床の必要量が算出され、各地域の将来需要に応じた医療機能の提供体制の実現が求められており、熊本県が定めた地域医療構想では、有明医療圏については 2015 年度病床機能報告による病床数 2,089 床に対して、2025 年必要病床数（県独自推計 ）は1,451 床と推計されており、うち高度急性期・急性期病床が 338 床過剰、回復期病床が 6 床不足、慢性期病床が 306 床過剰となっている。

こうしたなか、玉名地域の医療体制の充実について検討するための玉名地域医療体制づくり検討協議会が設置され、耐震基準を満たしていない公立玉名中央病院の建替えにあわせ、玉名地域の医療提供体制や医療連携の在り方などが協議された。その結果、公立玉名中央病院は経営形態を地方独立行政法人へ移行し、玉名地域保健医療センターと経営統合したうえで、平成 32 年度に 2 病院の医療機能を集約した新病院の建設を目指すこととなった。

地方独立行政法人化後は、新たな経営手法により更に安定した経営基盤の構築や柔軟な組織運営を行い、地域医療の中核病院としてより高度な医療を提供し、地域住民に信頼され選ばれる病院になることを目指す。

ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次の通り定める。

第1　中期目標の期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1　提供する医療サービスの充実

(1) 救急医療の充実

公立玉名中央病院は玉名地域で発生する救急搬送の約半数を受け入れており、地域の救急医療において不可欠な存在となっている。今後も地域の中心的な救急病院として救急受入体制を整備し機能の充実を図るとともに、地域の医療機関との協力体制や有明広域消防本部との連携強化に取り組むこと。

玉名地域保健医療センターは、開放型病院として地域の医療機関との協力体制や有明広域消防本部との連携強化に取り組むこと。

(2) 患者ニーズに応じた良質な医療の提供

公立玉名中央病院は地域の急性期医療ニーズに対応すべく、高度で専門的な医療を提供し、より多くの急性期患者の医　療が地域で完結できる体制を提供する。

玉名地域保健医療センターは、地域の急性期および急性期を脱した患者の在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する体制を目指すこと。

(3) がん医療の強化

県内の急性期病院との連携や地域の病院との機能分化を図りながら、地域全体での幅広いがん医療提供体制を整備すること。

(4) 小児医療

公立玉名中央病院は県北地域の小児医療の拠点病院として提供する医療の充実を図ること。

玉名地域保健医療センターは医師会と協力して地域の夜間小児医療の提供を継続していくこと。

(5) 災害等への対応

公立玉名中央病院は、県北地域における災害時の救急拠点としての役割を果たすこと。

玉名地域保健医療センターは公立玉名中央病院と連携・協力し、医療提供やその他の支援の役割を果たすこと。

(6) 予防医療の充実

住民への健診事業を継続し、がん及び生活習慣病に対する予防、早期発見、早期治療を推進する。

(7) 総合診療専門医の育成

公立玉名中央病院は熊本県地域医療支援機構と協力し設置した「地域医療・総合診療実践学寄附講座玉名教育拠点」において、地域医療の現場での総合診療医育成に努めること。

2　患者本位の医療の実践

(1) 安全・安心な医療の提供

良質で高度な医療を提供するため、医療安全管理体制を構築し、その徹底を図ること。

(2) 医療安全の徹底

医療安全管理体制を整備し医療事故を防止するため、職員の意識啓発と病院全体の危機管理の充実を図ること。

(3)患者・住民サービスの向上

院内アメニティの改善や待ち時間への配慮を行い、患者や患者家族にとって利用しやすい病院づくりを目指すこと。また、職員の接遇改善など、患者満足度の継続的な向上に努めること。

3 信頼性の確保

(1)法令順守

医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、公的病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立すること。

(2)地域に対する広報

医療に関する情報を住民に発信し普及啓発活動を行うこと。

4 地域医療連携の推進と地域医療への貢献

(1)地域医療連携の推進

公立玉名中央病院は「地域医療支援病院」として地域の医療機関との機能分担や連携を更に推進し、地域包括ケアシステムにおける中核病院としての役割を果たすこと。

玉名地域保健医療センターは公立玉名中央病院との機能分担や連携を更に推進し、また、地域の施設等との連携を強化し、地域包括ケアシステムの取組を強化すること。

(2)地域医療への貢献

地域の医療従事者の専門性向上に努め、医療水準の向上に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 人材の確保と育成

(1)人材の確保

質の高い医療を提供するため、医師、看護師をはじめ多種多様な専門職など優秀な人材を確保すること。

(2)人材の育成

病院の健全運営と、専門性が高く良質で高度な医療を行うために必要な人材を育成すること。

(3)学生教育に係る場と人の提供

将来医療に携わる人材の育成に尽力すること。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

(1)経営基盤の強化

経常黒字が達成できるよう努めること。また、意識改革のための環境を整備し経営マインドを醸成することによって、採算性の重視や経営状況の迅速な把握や対処が可能な健全な運営を行うこと。

(2)役割と責任及び負担の明確化

法人は独立採算であること。ただし、政策医療部門においては運営負担金のもと維持すること。

2 収益の確保と費用の節減

(1)収益の確保

診療報酬改定など医業環境の変化に的確かつ迅速に対応するとともに、病床の効率的な活用や未収金回収の徹底など収益の確保および向上に努めること。

(2)費用の節減

効率的、効果的な業務運営を継続的に検討し、費用の節減に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新病院の施設整備に向けた準備

地域に必要な医療を安定的に提供していくため、検討が進められている新病院の施設整備に向けた準備に積極的に取り組むこと。